

「特別の教科道徳」の政策的動向と課題

佐藤 環*

(2016年10月28日受理)

Trends and Issues of Japanese Moral Education Policy in 2010's

Tamaki SATO

キーワード: 特別の教科, 教科化, 道徳教育, 教育課程, 学習指導要領

2015年3月27日の学習指導要領一部改正により道徳の教科化がなされた。その契機となったのは、2011年に起きた滋賀県大津市の公立中学校におけるいじめ自殺事件であった。この事件により、道徳教育の更なる充実とその改革が重要な教育課題となったが、従来の道徳教育の改革はそれ以前からなされており、時代の要請に対応した道徳教育のあり方が問題にされていた。その原因は多くの教師に道徳教育の共通課題が認識されていないことや、様々な点で道徳教育実践における濃淡があることであった。本稿では、特別の教科道徳の創設の経緯とその課題に関する考察を行った。

はじめに

2015(平成27)年3月27日の学習指導要領一部改正により道徳の教科化が図られ、2018(平成30)年度には小学校で、2019(平成31)年には中学校において「特別の教科道徳」(以下、道徳科)が全面实施されることになった。

領域としての「道徳」を教科化する方針は、すでに2007(平成19)年の第1次安倍晋三内閣時の教育再生会議にて検討され、多様な教育問題に対応するために道徳の時間の教科化が提言されたが、最終的には見送られた。しかし2013(平成25)年2月、政府の諮問機関である教育再生実行会議では、当時大きな問題となったいじめ事件を契機に、いじめ撲滅への有効策として小・中学校での道徳の教科化問題の審議が始められ、同年11月には文部科学省(以下、文科省)の有識者会議において、道徳の時間を「特別の教科」とする骨子案が示された。本稿では、領域としての道徳が教科化されるまでの経緯を概観し、道徳科の特質と課題について考察する。

*茨城大学教育学部 (College of Education, Ibaraki University, Mito, Japan)

学校教育における徳育の位置づけ

1. 戦前期の徳育

1872(明治5)年に「学事奨励に関する被仰出書」と「学制」が頒布され、近代学校制度を整えることとなった。近代学校制度創設期には、西洋化を急ぐあまり教育内容が西洋学術の翻訳を主体とした高度で地域の実情を考慮しない画一的なものであったことの反省から、1879(明治12)年9月に教育令を発し地域の実情に沿うよう多様な学校教育の在り方を認めた。それは地域の生活実態に即した教育内容の編成を通して地域住民の自発的な学校への関わりを促そうとしたものであったが、このような学校教育の自由化・現実化の路線は、却って公立校数の減少・教育水準の低下などにより就学率が低下し学校離れを引き起こした。また同年8月に元田永孚により教学聖旨が示され、その中の教学大旨では学制以後の教育を知識重視に過ぎると批判し仁義忠孝の徳を学校教育の中心に置くべきであると主張した。これらに対応して1880(明治13)年12月に教育令が改正された。この改正教育令は全文50条からなる大綱的規定であったが、徳育に関しては修身科を小学校教科の筆頭に位置づけたことが特色である。

大正期になると、学校制度の整備充実を図るため教育改革を審議する機関として臨時教育会議(1916-1919)が設置され、国民教育や高等教育などの在り方について9つの答申と2つの建議を行った。それを受けて、小学校教育では、「国民道徳ノ徹底ヲ期シ児童ノ道徳的信念ヲ強固ニシ殊ニ帝国臣民タルノ根基ヲ養フニ一層ノ力ヲ用フルノ必要」があるとして、例えば国語教育において「ヨーロッパの旅」といった国際性を持つ教材とともに軍国の母をたたえる国家主義的な教材が作成された。中等学校、例えば女子中等学校(高等女学校)教育では、1920(大正9)年の高等女学校令施行規則を改正し「殊ニ国民道徳ノ養成、婦徳ノ涵養ニ関連セル事項ハ何レノ学科ニ於テモ常ニ留意シテ教授」(第1条の2)することが要求された。このような潮流により、学科の教育目標に道徳的意義が附加されていった。

2. 戦後の徳育 一学習指導要領を中心として一

義務教育学校での教育課程のなかに「道徳の時間」が新設されたのは1958(昭和33)年の改訂学習指導要領からである。それに示された小学校道徳の目標は「人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭・学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成すること」であるとした。この基本的内容は、児童生徒が道徳教育の目標である道徳性を自覚できるよう計画性のある指導の機会を与えること、他の教育活動と道徳指導とを密接な関係で保つこと、児童生徒に望ましい道徳的習慣・心情・判断力を養うこと、道徳的实践力を養うこと、などにあった。その指導は学級担任が行うこととし、「道徳の時間」は教科ではなく教科以外の活動である「特別教育活動」(現「特別活動」)の時間から毎週1時間を充てることとした。

1968(昭和43)年の学習指導要領改正では、道徳教育の目標に「道徳性を養う」ことが追加された。その文言は「・・・進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とするため、その基盤として道徳性を養うことを目標とする」(下線部筆者)というものであった。ただ、

この時代にあっては、修身科復活ではないかというイデオロギー的意見や、生活指導を充実することで道徳教育は事足りるとして「道徳の時間」は不要とみなす傾向があり、全小・中学校で「道徳の時間」が行われていた訳ではない。

1976（昭和 51）年 12 月に教育課程審議会が「教育課程の基準の改善について」を答申し、小・中学校での道徳教育にあたっては「校内における人間関係を深め、かつ、日常生活におけるしつめの指導をはじめとする道徳的な実践を充実」させることを留意点として挙げた。この答申に沿って 1977（昭和 52）年に学習指導要領が改訂され、小学校の道徳教育では「ひとりひとりの児童が道徳的諸価値を自己の自覚として主体的に把握し、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、価値を実現するための最も適切な行為を選択し実践することが可能となる内面的資質」を培うものとした。

1985（昭和 60）年から 1987（昭和 62）年にかけて設置された臨時教育審議会では「二十一世紀を展望した教育の在り方」（第一部会）、「社会の教育諸機能の活性化」（第二部会）、「初等中等教育の改革」（第三部会）、「高等教育の改革」（第四部会）が議論され、1985 年に「我が国の伝統文化、日本人としての自覚、六年制中等学校、単位制高等学校、共通テスト」、1986（昭和 61）年に「初任者研修制度の創設、現職研修の体系化、適格性を欠く教師の排除」、1987 年に「教科書検定制度の強化、大学教員の任期制」と「個性尊重、生涯学習、変化への対応」の 4 つを答申し、それらに基づき大学入試資格の弾力化、学習指導要領の大綱化、文部省機構改革などがなされた。それらの改革に沿って 1989（平成元）年に 5 回目の学習指導要領改訂がなされ、道徳教育の目標においては「道徳的心情を豊かにする」ことが強調され、新たに「生命に対する畏敬の念」を培うことや「主体性」のある日本人の育成が盛り込まれた。道徳教育は特設扱いのまま担任教諭が指導することは変わらないが、学校の教育活動全体を使って実施することとした。

1998（平成 10）年の学習指導要領改訂での道徳教育では、ボランティア活動や自然体験など道徳的実践を充実させるとともに豊かな体験をさせることをその目標とした。そのため「道徳の時間」を行うときに体験活動を生かした教材や指導法の開発・活用の促進を図ることや、家庭や地域の人々の参加や協力を進めることが示された。

2008（平成 20）年に改訂された現行学習指導要領での道徳教育の目標は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うこと、豊かな心を育むこと、伝統と文化を尊重しそれらを育んできた我が国と郷土を愛し個性豊かな文化の創造を図る人間を育成すること、公共の精神を尊び民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成すること、未来を拓く主体性のある日本人を育成すること、そしてそれらを支える基盤となるよう道徳的心情・道徳的判断力・道徳的実践力といった道徳性を養うこととした。学校教育活動全体における道徳教育の中心的役割を担う「道徳の時間」を実施するにあたっては、計画的・発展的に指導をすること、学校の教育活動全体で行う道徳教育を補充・深化・統合すること、道徳的価値の自覚及び自己の生き方について考えを深めること、道徳的実践力を育成すること、の 4 点をその目標とした。また、道徳教育を一層充実させるため、各学校において校長の方針の下に道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することとなった。この道徳教育推進教師の役割として、道徳教育の指導計画の作成に関する事、全教育活動における道徳教育の推進・充実に関する事、道徳の時間の充実と指導体制に関する事、道徳用教材の整備・充実・活用に関する事、道徳教育の情報提供や

情報交換に関すること、授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること、道徳教育の研修の充実に関すること、道徳教育における評価に関すること、などが小・中学校学習指導要領解説（道徳編）で例示され、道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立が求められた。

学習指導要領の改正と教科化への背景

学習指導要領の一部改正によって道徳の教科化が決定され、道徳教育重視の政策が進められた背景には、近年の学校荒廃の問題があった。特に「いじめ」をめぐる問題は深刻化しており、その象徴的なものが「大津のいじめ自殺事件」であったといわれている。2011（平成23）年10月、滋賀県大津市の市立中学校に通う中学2年男子生徒がいじめを苦に自殺した。当初、学校側はいじめの事実を認めながらも自殺との因果関係を不明としていた。これに対して、翌2012（平成24）年2月に遺族が中学校設置者である大津市といじめ加害者の保護者に対して民事訴訟を提訴したことにより、多くのメディアの注目を集めた。同年、滋賀県警が当該中学校と大津市教育委員会の搜索差押を行い、大津市も本件に対する第三者調査委員会を設置するに至った。

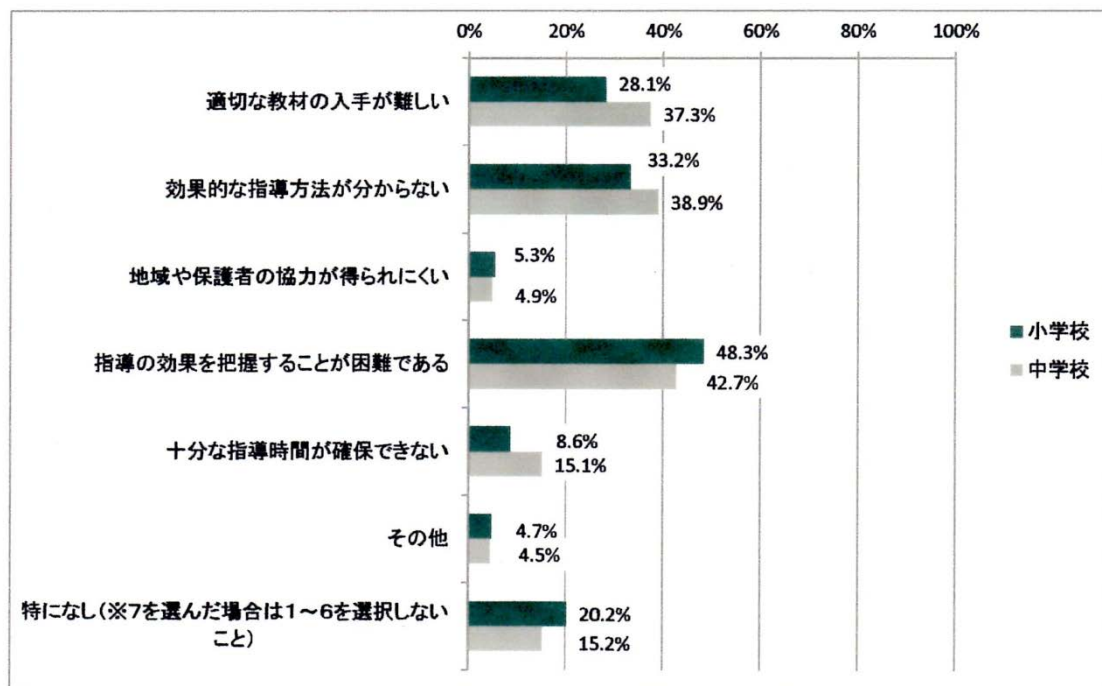
この事件で問題となったのは、当該中学校が道徳教育の研究事業の推進校に指定されていたにもかかわらず、推進校としての成果を示すためにいじめの実態を十分に把握していなかったことであった。そのため文科省は、いじめ問題は「どの学校でもどの子どもでも起こり得るものであることを十分に認識すること」の重要性を各教育委員会に通達することになった。さらにいじめ問題の解決のための一つとして、道徳教育の充実を図ることが強く求められることになった。

2013年2月26日、教育再生実行会議は第一次提言として「いじめ問題等への対応について」を示し、いじめの実態が深刻化している今こそ、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取ることが必要であり、それによって多くの児童生徒を救うことができるとした。しかしながら、現行の道徳教育は、指導内容や指導方法に関して、学校や教員によって指導に濃淡が見られ、その目的が十分に達成されていない状況にあると指摘し、「心と体の調和のとれた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」必要性を強調した。

この提言を契機として、道徳教育の充実と改革が一気に加速することになった。同年12月26日の道徳教育の充実に関する懇話会による報告「今後の道徳教育の改善・充実方策について」では、道徳教育の充実は、単にいじめ問題の解決だけではなく、我が国の教育全体にとって重要な課題であり、新たな枠組みによる教科化のあり方や、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上の方法について十分に検討する必要があるとされた。そしてこの懇話会の提言として『『特別の教科 道徳』（仮称）の新たな枠組みによる位置付け、道徳教育の目標、内容、方法、評価の改善、教科書の導入、教員の指導力向上方策、学校、家庭、地域の連携強化』が求められた。

この報告では、道徳教育の課題と教科化が目指すべきものが明確にされたのだが、そこには道徳教育に関する学校現場での諸問題が背景にあることにも注意したい。それは、教員が戦前の修身教育へのアレルギーから道徳教育そのものを敬遠しがちな風潮があり、他教科等と比べても軽んぜられている傾向があり、そのため年間35時間単位時間が確実に確保されていない地域もあるという。その意味でも教科化による道徳教育の量的確保の重要性が強調された。さらに質的な問題としては、

教員をはじめとする教育関係者に、道徳教育の理念が十分に理解されていないため、効果的な指導方法が共有されていない実態があり、以下の「道徳教育実施状況調査」が示すように、地域間や学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きくなっている。



(出典：文科省「道徳教育実施状況調査」平成24年)

さらに、道徳の授業方法が、読み物の登場人物の心情理解に重点が置かれているため授業方法が型にはまった形式的なものになりがちであり、学年が上がるにつれて道徳の時間に対する児童生徒の印象があまり芳しくない状況にあるという。各小・中学校に対して、道徳の時間を「楽しいかあるいははためになると感じている児童生徒」がどの程度いるかを調査した結果によれば、「ほぼ全員」と回答した学校は、小・低学年では41.7%であるのに、中学校3年になると8.8%で、「3分の2くらい」と回答した学校は小・低学年47.7%から中学校3年には38.5%に減少している。このため、道徳の教科化を契機にして児童生徒たちが道徳的価値を理解し、これまで以上にそれを深く考えて自覚を深めることは道徳教育の質的転換を図るために不可欠なものとされた。

中央教育審議会答申に見る道徳教育の改革

2014（平成26）年2月17日、文部科学大臣より中央教育審議会（以下、中教審と記す）に対して「道徳に係る教育課程の改善等について」が諮問され、中教審は道徳教育専門部会を中心におよそ8ヶ月にわたる審議を行い2014年10月21日に答申した。以下に示すのはその骨子である。

【道徳教育に係る教育課程の改善方策】

- (1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置づける
学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置づける。
- (2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する
道徳の目標については、現行の規定を整理し、簡潔な表現に改める。道徳教育も、「特別の教科 道徳」(仮称)も、目標は、最終的には「道徳性」の育成である。
「特別の教科 道徳」(仮称)の目標については、様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行動を行うための意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。
- (3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
四つの視点の意義を明確にするとともに、その順序等を適切なものに見直すこと。
内容項目について、いじめの問題への対応をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らして必要な改善を行うとともに、キーワード(例:「正直、誠実」「公正、公平、正義」)なども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。
情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。
- (4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する
対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行動に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れることが重要であること。
家庭や地域との連携の強化を図ること。
- (5) 「特別の教科 道徳」(仮称)に検定教科書を導入する
中心となる教材として、検定教科書を導入することが適当であること。
- (6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する
児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要があること。ただし、「特別の教科 道徳」(仮称)について、数値などによる評価を行うことは不適切であること。

この答申に基づいて、文科省は2015年3月27日に学習指導要領の一部改正を行い、同年4月からは移行措置として、学習指導要領の一部又は全部を実施することを可能とした。

道徳の教科化における課題

道徳を教科化することの利点は、道徳教育の理念を全ての教員が共有し検定教科書を活用した道徳科が週1時間確実に確保されることにある。さらに単に読み物教材の利用や映像教材だけで済ませるような授業を行うのではなく、複数の道徳的価値が対立する問題や課題について多面的・多角

的に考察し主体的に判断するような授業を行うことを通して、子どもたちがよりよく生きていくための資質・能力を養うことができるような方法として「問題解決的な学習」の導入が重要である。その一例として中学校学習指導要領解説には、問題解決的な学習について、以下のような定義がなされている。

問題解決的な学習では、教師と生徒、生徒相互の話合いが十分に行われることが大切であり、教師の発問の仕方の工夫などが重要である。さらに、話合いでは学習形態を工夫することもでき、一斉による学習だけでなく、ペアや少人数グループなどでの学習も有効である。ただし、この場合、議論する場面を設定すること、ペアや少人数グループなどでの学習を導入することが目的化してしまうことがないように、ねらいに即して、取り入れられる手法が適切か否かをしっかり吟味する必要がある。道徳科において問題解決的な学習を取り入れた場合には、その課題を自分との関わりや人間としての生き方との関わりで見つめたときに、自分にはどのようなよさがあるのか、どのような改善すべきことがあるのかなど、生徒一人一人が道徳上の課題に対する答えを導き出すことが大切である。

道徳科における問題解決的な学習とは、ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための課題を見付け、どうしてそのような課題が生ずるのかを調べ、他者の考え方や感じ方を確かめる等により、物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。その実践を通じて、最終的には子ども一人一人が道徳的諸価値を理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え深化させていくことが期待できる。

このような教育方法をとれば、子どもたちはこれまでの自分の経験やその時々感じ方や考え方を比較対照しながら自分との関わりの中で道徳的諸価値に対する考えが深まり、その考えを書き表していくことで、自己を深く見つめ直し問題解決に向けて主体的学習を進めることができる。そのためには話し合い活動等の言語活動の充実がこれまで以上に求められている。

例えば討議型の道徳授業の重要性が指摘されているが、これを改善していく必要がある。これまでも討論型の道徳授業には、コールバーグ理論を活用したものがあつた。二つの価値が葛藤したモラルジレンマ例話を教材として用い、その例話に対して賛否を判断し、個々人の道徳性を向上させる道徳授業である。中でもハインツのジレンマ等をベースにししながら、教育現場の状況に合わせた価値葛藤をテーマにした討論型の授業は数多く実践されてきた。ただ、このようなモラルジレンマを題材とした授業では個々人の道徳性の向上に対しては一定の成果があつたものの、それによって学級全体の規範意識の創造にまでは至らなかつたといわれている。そもそも、この種の道徳授業の目的は個々人の道徳性の向上であり、学級全体の規範意識の向上を求めているわけではないからである。これに対してハーバーマスなどの討議理論を活用した道徳授業では、個々人の道徳性の向上を図りながら学級全体で合意形成を目指す話し合い活動を行うことが可能となる。以下に示すのは、そうした討議型の道徳授業の事例である。

【みんなの緑地公園】

B市が保有する緑地公園は、自然が豊富でA君ら地域住民にとって憩いの場となっている。とこ

ろが近年、B市の人口増に伴い住宅地にされる計画が持ち上がった。そのためB市関係者は、今後住民との意見交換会を開くことになった。そして、B市関係者によると、より良い意見があれば、住民の意向に合わせて検討するという。A君は何とかして公園を守りたいと考え、仲間の人々と意見交換会に参加し、緑地公園の大切さを伝えたいと思った。

【話し合い活動のヒント】

- ①緑地公園の存続のために問題となっていることは何でしょう。
- ②緑地公園がA君ら地域住民にとってどのような意味があるのかを考えた上で、公園存続のためにどうすればよいでしょうか。意見交換会の参加者が納得できる意見を考えてみましょう。

この種の討議型道徳授業では、ペアによる意見交換からグループ討議に入り、クラス全体の合意形成に至る話し合い活動を想定している。そのため、教材そのものも自然保護かそれとも宅地開発かの二者択一的な結論を個人が提案するのではなく、緑地公園の存続を前提にした自然保護のあり方を考える合意形成の話し合い活動が重要になる。こうした問題解決型の話し合い活動による道徳授業は、これからの道徳教育の方向性に沿った試みであるといえよう。

結語

学校での道徳教育のあり方を一層充実しようとした契機は、大津のいじめ事件であった。ただ、従来の道徳教育が時代の要請に十分に応えられなくなっていたことは、中教審をはじめとする種々の検討の場において指摘されてきた。学校で行われてきた今までの主たる道徳教育では、読み物教材を中心にして道徳的価値の自覚を深めて行くことに主眼が置かれた実践であり、多様な教育問題に対処できなくなっている現状から、社会が大きく変容していることに対応した学校道徳教育の改革が強く求められている。

「特別の教科道徳」が全面実施される時、学校教育として行う道徳問題に対して主体的・積極的に関わり教育方法の充実を図っていく必要がある。それは、多面的・多角的なコミュニケーションのあり方をベースにしながら、自己の道徳的価値を深めて行く実践を深化させていかねばならないだろう。その例として、子どもたち一人一人の道徳性の向上を図りながら学級全体で合意形成を目指す話し合い活動を行うことが可能となる討議型理論を用いた授業が有効な方法と考えられるため、その教育方法の実践研究の蓄積と改善を図っていくことが肝要である。

引用文献

- 文部省『小学校学習指導要領 道徳編』，1958年。
文部省『小学校学習指導要領 道徳編』，1967年。
米田俊彦編『近代日本教育関係法令体系』港の人，2009年。
文部科学省「今回のいじめ事案の経緯及びいじめ問題に対する文部科学省の取り組みについて」，

2012年8月24日。

佐藤環編『日本の教育史』あいり出版，2013年。

教育実行再生会議「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」，2013年2月26日。

道德教育の充実に関する懇話会「今後の道德教育の改善・充実方策について（報告）」，2013年12月26日。

中央教育審議会答申「道德に係る教育課程の改善等について」2014年2月17日。

小川哲哉『主体的なく学び>の理論と実践』青簡舎，2014年。

文部科学省『一部改正学習指導要領 小学校 特別の教科 道德』，2015年3月。

文部科学省『一部改正学習指導要領 中学校 特別の教科 道德』，2015年3月。

文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編』，2015年7月。

文部科学省『中学校学習指導要領解説 中学校 特別の教科 道德編』，2015年7月7月。

茨城県教育委員会『高校2年生の道德プラス』，2016年。